



事業指定寄付・47 コロナ基金

47 都道府県「新型コロナウイルス対策」地元基金

募集要項

2020年5月

基金設置・助成実施：公益財団法人地域創造基金さなぶり

企画・広報：一般社団法人 全国コミュニティ財団協会

はじめに

このたびの新型コロナウイルスの影響で、全国47都道府県のどの地域でも様々な影響が出ています。医療への影響、経済への影響、それらは、一般市民の生活にも様々な面で影響が出ています。

47 コロナ基金ではお預かりした寄付を基に、東日本大震災を契機に設立された地域創造基金さなぶりが全国むけの基金を設置し、全国コミュニティ財団協会との連携を通じて、全国各地のコミュニティ財団やNPO支援センター、地域づくりセンターなどと協働して、その地域のニーズにあわせて現場で踏ん張るNPO、企業、医療者等への支援事業に対して助成を行います。

本要項は、各都道府県において本趣旨に賛同を頂いた団体（コミュニティ財団、もしくは中間支援事業を行うNPO法人等）を対象に、支援を行う団体を募集するものです。

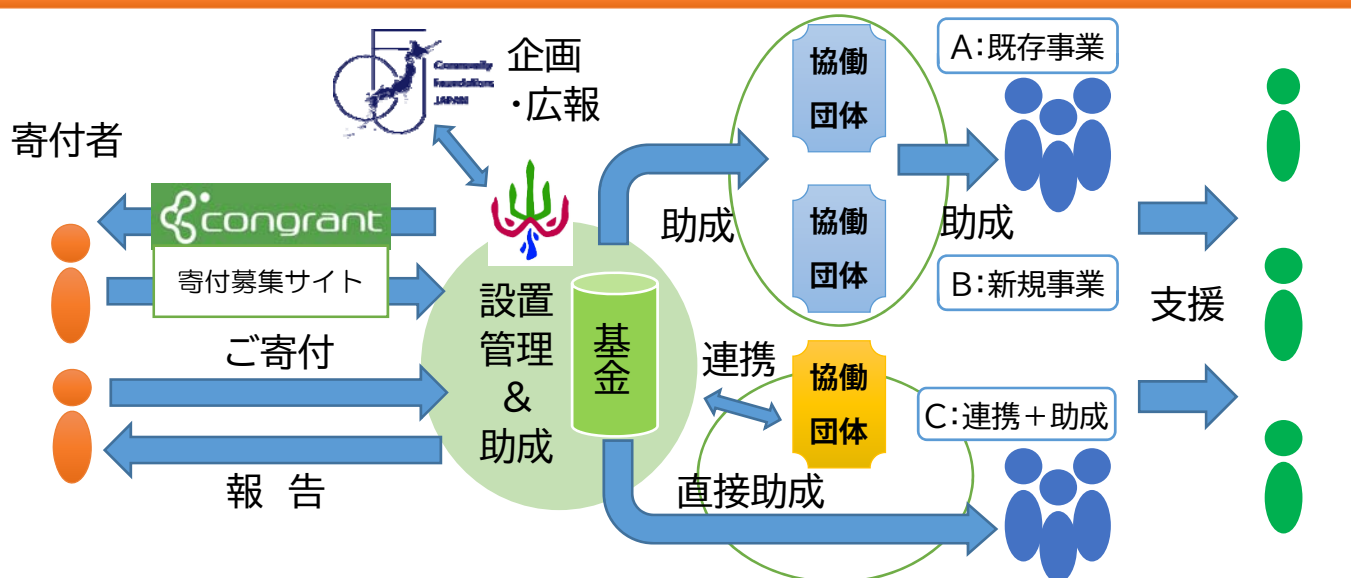
申請時点で、本事業からの助成を念頭に基金を造成しているケースもあれば、集まった金額を踏まえて事業を企画するケースもあるかと思えます。他方で、本事業における支援対象にできる事業は、弊財団としての「公益の増進」の概念の枠のなかで公益の認可を受けている事業であることが求められることから、その対象を具体的に書かせていただいています。感染拡大の状況、原資となる寄付金の状況、支援事業を実施する地域の状況等は流動的で、刻一刻と変化が見られますので、現時点での想定を記載して頂ければ幸いです。

各地のまちが少しでも元気を取り戻し、私たちのまち、地元、ふるさとのコミュニティが維持をされていくため、パートナーとなる団体を募集しますので、申請をお願いいたします。

公益財団法人 地域創造基金さなぶり

※本募集要項は、各地域において助成事業を主催する「パターンA・B」と称している団体等むけのものです。

地元の財団／連携組織 地元団体＆医療機関等 困窮者＆要支援者



各地の寄付者 → 基金へ・基金から → 全国47都道府県の各地域へ

支援対象事業

1. 対象地域：国内全域において、原則として各都道府県単位で行われる事業
2. 対象テーマ：日本国内において新型コロナウイルス感染症の拡大に際し、医療機関等への支援、並びに拡大の影響を受けて困難を抱える市民、組織等を対象とした支援を行う取り組みに対して、助成を行う
3. 対象団体：以下のいずれかに該当する団体であること
 - 1) 国内に本拠地をおく公益財団法人、認定 NPO 法人、もしくは一般財団法人で、何等かの助成事業の実績を有するもの、実績がない場合には必要な支援を受けることに同意するもの
 - 2) 国内に本拠地をおく認定 NPO 法人、若しくは NPO 法人で定款において以下の指定のある団体で、2020 年 5 月 1 日時点で、非営利活動等の支援を行う支援センター等を開設している組織
 - 特定非営利活動促進法：特定非営利活動
 - 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - 3) 複数の組織が連携する形で助成事業を実施する場合は、代表幹事組織（NPO 法人か一般/公益財団法人）を定め、資金の管理並びに事務局からの連絡をうけ、報告の責任を負う役割を定めること。
4. 資金を充当する助成事業
 - 1) 既に、申請団体が「新型コロナウイルス」感染症で生じる問題へ対処するために助成をする基金を保有している場合には、その基金に充当することが可能
 - 2) 新規に、申請団体が「新型コロナウイルス」感染症で生じる問題へ対処するために助成をする基金を新設する場合には、その基金に充当することが可能
5. 支援対象事業：2020 年新型コロナウイルス感染症で生じる問題への対応を図るもので、かつ以下のいずれかの領域に関するもの（複数領域も可能）
 - 1) 主として、医療機関等を対象とした支援活動
 - 2) 主として、非営利団体等が行う市民の暮らしや生活を守り、或いは人権の尊重や保護を図るもの
 - 3) 主として、地元商店や中小企業等に対する支援を通じて、雇用の保護や、当該企業等への支援をうることを通じて市民生活の保護につながるもの。

6. 本助成金を充当する助成事業として、資金助成が可能な団体等

- 1) 医療系：医療法人、医療機関、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている機関
- 2) 非営利系：非営利組織、任意団体等、法人格を問わず、非営利活動を行うことを定款や規約等で定めている組織で、新型コロナウイルス感染症で生じる問題への対応を図る組織・事業
- 3) 事業系：当該地域に拠点をもつ中小企業において、雇用の保護や市民生活の保護につながると認められるもの

注記：助成事業を実施するには、貴団体が定める定款、助成事業の運営規則などにのっとること。

7. 本助成金を充当する助成事業の資金使途

- 1) 本助成金は、申請団体が実施する助成事業への助成原資と申請団体の管理費に充当する。
- 2) 申請団体が実施する助成事業として、或いは申請団体が助成をする先の団体が行う事業のいずれの場合でも、個人への直接的な現金の給付、貸付、寄付等のいずれにも充当しないこと。
- 3) 企業や商店等、営利組織への支援の場合は、要件に抵触することがあるので、事務局の事前承諾を得ること。

8. 本助成金を充当する助成事業の支援先決定

- 1) 申請団体において、支援先の事業が本助成の趣旨に合致することを公正に審査できるような体制を確保すること。
- 2) 支援先の選定にあたっては、適切な資質を有する第三者をもって構成する審査会を開催し、その議事を記録すること。
- 3) 申請団体内で支援先の最終決定機関を定め、その機関において支援先を最終決定したことを証する文書を作成、保管すること。
- 4) その他、「確認書」の「2. 審査時の取り扱い」に記載されている事項を遵守すること。

9. 対象外の活動

- 1) 公益の増進に反する活動への充当
- 2) 学術的な発表のみに留まる研究・調査活動
- 3) 政治・宗教活動
- 4) 反社会的勢力が関与している活動

10. 本事業の報告と公表

- 1) 申請団体は、事業期間終了後すみやかに、本事業に関する事業内容、会計報告を含む最終報告書を提出する。
- 2) 申請団体は、弊財団が最終報告書をホームページ等に公表することを了承する。公表にあたって報告書に記載されていない情報が必要な場合、情報提供に協力する。

助成期間

11.対象期間

- 1) 寄付募集期間： 確認書締結の日～2022年3月末まで
- 2) 本資金を充当する助成事業の実施期限：2022年6月頃迄に拠出を完了すること
- 3) 本資金を充当する助成事業の終了期限：2022年12月末頃迄に、助成先事業が終了すること

助成金額

12.助成金額

- 1) 申請団体が寄付募集の目標として指定した金額を上限に、寄付として受領した金額を「助成基準額」とする。(推奨：1000万円)
- 2) 助成基準額から所定の手数料を差し引き、貴団体から支払請求があった金額を助成
 - ① 手数料：弊財団 10% (クレジットカード寄付決裁手数料 4.8%を含む)
 - ② 申請団体が、弊財団からの助成額に対して設定する管理費は、最大 10%とする。

申請方法

13. 申請書類のダウンロード

- 1) 募集要項・申請書様式は、本事業の特設ウェブサイトからダウンロードできます。
<http://www.sanaburifund.org>
- 2) 応募受付締切：
第1次締切・2020年5月24日(日) 昼12時
第2次締切・2020年5月25日(月) 昼12時
第3次締切・2020年5月27日(水) 昼12時

14.申請書類の提出

- 1) 原則、弊財団が指定するインターネット上のサイトに必要事項を登録・送信してください。
- 2) 希望団体は、ID登録を希望する電子メールアドレスを「申請書の提出先/お問い合わせ先」に記載のあるメールアドレスにお送りください。その後、招待メールをお送りしますので、指定するサイトにIDとパスワードを登録してください。

3) そのサイトへの登録（保存）完了をもって、申請提出の完了と致します。

15. 添付書類

- 1) 申請書（指定様式）
- 2) 確認書（指定様式）
- 3) 役員名簿
- 4) 事業報告書（前年度分）
- 5) 決算財務諸表（前年度分）
- 6) 定款
- 7) ある場合：助成事業、審査会の運営に関する規定類：
- 8) ある場合：申請書に記載した助成事業の1件分の書類（②以降は、空欄のもので可）
 - ① 募集要項、②申請書、③助成決定時の助成先との取交し文書、④助成先からの報告書様式

※14に記載をしている申請書の提出時に、以下の書類も状況に応じて提出してください。

※別途、申請の手引きをご確認ください。

本申請事業にかかる役割分担

16. 本プロジェクトが取り組むこと

- 1) 寄付募集の共通サイトの構築、並びに寄付決裁機能
- 2) 本基金にかかる寄付募集や広報を積極的に行う
- 3) 寄付者管理の事務（領収書の発行、問い合わせ対応）
- 4) 寄付者への報告
- 5) 各地に対する助成事業の企画、実施の支援
- 6) 本事業に関する報告書の内容確認

17. 申請団体が取り組むこと

- 1) 本基金にかかる寄付募集や広報を積極的に行うこと
- 2) 助成事業を主催すること
- 3) 助成事業にかかる、助成先に対する事務管理
(助成時の確認覚書等の交付、最終報告書の確保、最終会計報告書の内容確認、写真等の確保他)
- 4) 本事業に関する報告書の提出（複数年にわたる場合は、途中報告も）
- 5) 寄付者への報告にかかる情報提供・取材協力

※その他、助成決定時に通知する文書をご確認ください。

助成に係るスケジュール等

18. 助成決定

- 審査員による審査会をへて採否を決定し、各団体に文書等にて通知します。通知時機は、審査会の開催後 1 週間以内とします。審査会：5 月下旬

19. 寄付受領の受付開始

弊財団の機関決定後、準備ができ次第開始します。

20. 助成事業の開始

既存の助成事業への充当する場合は、開始の期限はありません。本助成金のみを充当する場合は、寄付金の受領額を前提に、助成金の支払額と時期を双方で確認してください。

21. 受領寄付金の助成支払

寄付金は、月末締めで翌 10 日を目標に集計して各団体に通知します。その金額を上限に、毎月 20 日締で助成金の支払請求を受領したものについて、当月末に指定口座宛に助成金の支払を行うことを予定しています。

22. 連携会議への参加

採択団体が情報共有を図るメーリングリストや、フェイスブックグループ等への登録をしますので、ご参加ください。また、不定期で情報交換会や分科会等を行いますので、適宜ご参加ください。

23. 事務局への通知・報告

- ・助成事業企画書：出来るだけ、貴団体の公募前に募集要項、申請書、審査員をお知らせください
- ・助成先報告書：貴団体が助成をした事業が、貴団体に対して報告する事業・会計の報告書
- ・助成事業報告書：助成事業単位の報告書
※期間中に 3 回助成を実施したら 3 回の報告を頂く想定
- ・総括報告書：本事業の協働期間を終了する際に、事業全体を包括した事業・会計面での報告書

※その他、助成決定時に通知する文書をご確認ください。

申請書の提出先／お問い合わせ先

公益財団法人地域創造基金さなぶり

〒980-0804 宮城県仙台市青葉区大町 1-2-23 桜大町ビル 602

TEL：022-748-7283 FAX：022-748-7284

E-mail： 47gm@sanaburifund.org

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～18：30 担当：鈴木

※当面、在宅勤務を行っておりますので、折り返しのご連絡を差し上げます。

よくある質問

1. Q： 12.助成額の「推奨：1000万円」とはどういうことですか？ 申請団体として寄付集めを確約しないといけないのですか？
 - A：いいえ、本助成事業では申請額以上に寄付が集まっても、原則としては申請額を上限とした金額が、助成の限度額となります。なぜならば、審査会において、申請額を前提に審査が行われているからです。従って、寄付集めの目標値として確約をして頂くものではありませんので、一定金額以上の想定をして申請を頂ければと思います。
2. Q：申請額以上の寄付が集まった場合にはどのようなになるのですか？
 - A：申請額以上に集まった場合は、申請団体から変更申請にかかる書類の作成を頂き、また弊財団のなかでも、審査をするなど事務手続きが発生します。助成までにしばらく時間を頂くこととなりますが、特定地域むけのご寄付をお預かりした以上、弊財団で使うということはなく当該の地域への支援に充当させて頂きます。
3. Q： 12 助成額で記載した金額は公表されますか？
 - A：予定していません。
4. Q： 助成事業の詳細なことはまだ決めていません。
 - A：状況が変化をしていきますからやむを得ないものと思います。現時点では、事業実施地域、想定されるテーマ等の大枠を申請いただければ結構です。
5. Q： 助成をうけて実施する、現場の団体むけの助成において、どのような報告や領収書の確保等が求められますか？
 - A：原則として、申請団体の内規に準ずる取り扱いをして頂きますが、最終事業・会計報告書の内容確認を通じて「1、公益の増進を図る事業」であり、「コロナウイルスの影響に対する対応の事業」である事業以外に助成資金が活用されていないかの確認をお願いします。
6. Q： 助成実績を有していない団体ですが、どのような支援を受けられますか？
 - A：効果的な助成事業を行うにあたり、必要な配慮やリスクの考慮、助成金交付時の取り決めにかかる文書等、助成事業の企画から期中の支援、最終報告書の確認や監査に至るまで、必要な知識や参考となる様式等をご支援します。